

大学生の アルバイト 問題の相談例

労働問題ケーススタディ
紙芝居

労働問題マンガ教材

大学生



Aさん

こちらは、Aさんです。

Aさんは大学生になりました。

もともと、アルバイトに興味のあったAさんは、大学に入学すると、さっそくアルバイト探しを始めました。

求人 情報誌

Aさんは、求人情報誌を読み始めました。



『うわー、アルバイトってたくさんあるのねえ。求人情報誌って文字も多くて、なんだか知らない言葉が多いわ』

未経験者
大歓迎

『よし、もうとにかく早くアルバイト始めたいから、この、「未経験者大歓迎」って書いてあるところにしよう』

カフェ

『よし、このおしゃれなカフェに応募してみようっと』

履歴書

こうして、Aさんは、はじめて「履歴書」を書きました。

そして、郵送しました。

書類審査
通過

無事、書類審査は通過したということで、面接日の連絡がありました。

面接

Aさんは、初めての面接で、緊張しながらも、なんとか、質問に答えることができ、面接の結果発表は1週間後と言われました。

一週間後

それから、一週間後のことです。

書留郵便

『ピンポン、Aさん、書留郵便で一す』



『あ、こないだの面接の結果の連絡かな。
あー、どうかなどうかな、緊張するなあ』



『あ、やったー、採用だー、うれしいな』

こうして、Aさんはカフェでアルバイトをするようになりました。



カフェのアルバイトって、大好きなコーヒーの香りに囲まれて、アルバイト仲間も気さくな人が多くて楽しいなあ。

一か月後

一か月後のことです

Aさんは、カフェのB店長に呼ばれました



B
店
長

こちらが、そのB店長です。

『Aさん、これ、今月のお給料ね』



『あ、ありがとうございます。人生初お給料、うれしいですっ！！』

一か月後

さらに1か月後のことです。



『Aさん、悪いんだけど、今日も、遅番のアルバイトの子が来れなくなっちゃので、このまま遅番の仕事もやってくれないかな？』



『えっ、もう3日間連続ですよ。ちょっと体調が悪くて・・・』



『まったく、Aさんはそれくらいの仕事もできないのね・・・』



『はわわわ・・・、い、いえ、すみません、わかりました。がんばります』

長時間 残業

その後、Aさんは、たびたび、長時間の残業をさせられていました。



『は一、最近、なんかすごい残業が多いんだよね。もともと体力あるほうじゃないから体調崩しがちだし。

でも店長怖いから、断れないんだよなあ』

体調不良

こうして、Aさんは、どんどん体調が悪くなってしまいました。

それでも、Aさんは頑張り屋さんであったため、それでもがんばって仕事を続けていました。

ある日のことです。

有給休暇

『そうだ、有給休暇って聞いたことあるから、店長に、有給休暇もらえるか、聞いてみよっと。もうかなり疲労がたまっているから、休みたいんだよね。有給休暇って、たしか、休暇なんだけど、お給料がもらえる休暇なんだよね』



『B店長、すいません、有給休暇ってもらえるんですか？』



『Aさん、なに言ってるんですか、アルバイトに有給休暇なんてあるわけないでしょう。アルバイトなんですから、シフトに入らない日は休暇みたいなもんじゃないですか』



『え、あ、そ、そうなんですね。すみません、よくわかっていなくて』



ある日のことです。
Aさんはたまたま、インターネットを見ていました。

8時間超 1.25倍

『ええっ！8時間を超えて働いたときの残業のお給料は1.25倍。これは法律で決まっていること？えー、そうなの？いつも残業させられているけど、1.25倍のお給料なんてもらっていないわ』



『B店長、すみません、うちって、8時間を超えて働いたときのお給料って、1.25倍にならないんですか？』



『Aさん、ウチはね、基本的には、残業代はないんです』

契約書・ 就業規則

『ウチは、契約書と就業規則に、残業代は「なし」、と書いてあるんです。』

つまり、ちゃんと、あらかじめ、残業代はありませんよ、ということを書いているんです。

そういう約束になっているということなんです。たまたま遅番の子が来れなくなっちゃって、Aさんが残業になってしまうだけなので、うちの場合は、1.25倍とか、そういうのはない決まりなんです』

『あ、そうなんですね。わ、わかりました』



その後、Aさんはがんばって仕事を続けていましたが、どうしても体調が回復しないため、アルバイトをやめようと思いました。

そこで、AさんはアルバイトをやめることをB店長に伝えました。



誓約書 「代わりの 人を見つけます」



『B店長、すみません、私、体調不良が続いていて、今はきちんとお仕事できないので、すみません、退職させてください』

『Aさん、あなたねえ、わかってると思うけど、あなた、入社するときに、この誓約書にサインしたわよね』

『はい、しましたが、それがどうかしましたか？』

『あのねえ。うちだって突然辞められたら、カフェが営業できなくなってしまうんだから、困るでしょう。だから、辞める時は、必ず、代わりの人をみつけて入社させない限り、やめられないっていう決まりになっているんですよ。この誓約書にもそう書いてありますからね』

『ええー！そんなぁ！！代わりの人なんて見つけれられるかわかりませんし、とにかく体調悪くて働けないので、もうやめさせてください』

『なに甘えたこと言ってるんですか。もっと社会人としての自覚を持ってくださいよ。これはビジネスなんですよ。あなたの都合で勝手に辞められたら、ビジネスができなくて会社もお客さんも困るんですよ。わかってるんですか！？』



莫大な 損害賠償



やめさせて
くれない

『そ、そんなこと言われましても。もう体調が悪くて。働けないんです』

『なに言ってるんですか、この誓約書にも書いてありますけど、万が一、約束を破って、代わりの人を見つけられなかったら、莫大な金額の損害賠償をするって、書いてあるんですから、そここのところ、わかってるんでしょうねえ』

『ええー！ そんなぁ！！』

こうして、Aさんは、泣きながら、家に帰りました。

その後、Aさんは、また、インターネットで情報収集をしていました。

『え、なにこれ、最近、あの手この手で、仕事をやめさせてくれない、というトラブルが増えています、詳しくは、社会保険労務士など、お近くの専門家にご相談を、だって。あー、これって、まさに、私のことだ』

社会保険 労務士

『よし、私も、この社会保険労務士さんのところにいって、相談してみよう』



社会保険
労務士

『こんにちは。今日は、どういったご相談ですか？』



『はい、私、カフェでアルバイトしているんですけど、体調が悪くなってしまったので、辞めたいんですけど、代わりの人をみつけないと、辞めさせてくれないって言われたんです』



『なるほど、最近、そういったご相談が増えていっています。でも、代わりの人を見つけないと辞めさせてもらえないという合意は、不合理なものとして、無効とされるケースが多いんです』

『あ、やっぱり、そうなんですか？』



労働基準 監督署

『はい、なので、代わりの人が見つからなくても、必要な手続き、手順を踏んだうえで、退職する方向で、交渉していくことをオススメします』

『さらに、労働基準監督署というところがあって、行政機関ですから、無料で相談にのってくれますよ。それに、相談内容によっては、会社に対して、助言したり、指導してくれたりしますから。とても頼りになりますよ』



契約書・ 就業規則

『へー、そうなんですね、心強いです。ありがとうございます。』

もう一つお聞きしたいんですが、このアルバイト、8時間を超えて残業してもお給料が1.25倍にならないんです』

『えっ、それはおかしいですね。何か理由を聞いていますか？』

『店長に聞いたら、雇用契約書や、就業規則というものに、残業代は払わないと書いてあるからだそうです。』

あらかじめ、そういう約束をしていることになると言われました』



『そういう説明をされたのですね、実は、それ、法律的には、無効なのです。』

どういうことかということ、雇用契約書や就業規則に、残業代は払わないと書いても、強制的な法律で、残業代はきちんと払わないといけないので、そういうものにも書いたとしても、残業代はきちんと払わないといけないんです』



『ええ！そうだったんですか！？』

知らない と損する

『はい、みなさん、意外と知らないのですが、実はそうなんです。』

法律の世界では、知らないと損することって、実はたくさんあるんですよ』



『じゃあ、アルバイトには有給休暇はないって言われたんですけど、これは本当ですか？』



『それもよく聞かれる質問ですが、一定の条件を満たした場合は、アルバイトでも有給休暇をもらえることはあり得るので、そのあたりも、しっかり調べたり、相談してみることが大事ですね』



『ということは、わたし、騙されてたんですね、くやしいですっ！！』



『でも、店長が怖いので、やっぱり自分からは何も言えないんです』

労働基準 監督署

『そんなときのためにも、まずは、やっぱり、労働基準監督署に相談してみるといいですね。とても頼りになりますよ』



『そうなんですね、やったー、早速行ってみます。ありがとうございました』

<参考>

大学生のアルバイトに関する相談例をマンガ形式でご紹介しました。

意外と知られていない法律に、知らないうちに違反してしまっていることもありますので、注意が必要です(この物語は制作時点の情報に基づくものであり、法令改正・判例変更等の可能性がありますので最新情報をご確認ください)。

